



発行 新潟県
第 67 号
 平成25年8月27日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1013 鳥獣保護区の存続期間更新（環境企画課）
- 1014 道路の区域変更（道路管理課）
- 1015 道路の供用開始（道路管理課）
- 1016 道路の区域変更（道路管理課）
- 1017 道路の供用開始（道路管理課）
- 1018 道路の区域変更（道路管理課）
- 1019 道路の供用開始（道路管理課）
- 1020 道路の区域変更（道路管理課）
- 1021 道路の供用開始（道路管理課）
- 1022 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 1023 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課）
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民生活課）
- 大規模小売店舗の新設（商業振興課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）

正 誤

- 平成25年8月6日付け県報第61号告示第951号中（農地計画課）
- 平成25年8月2日付け県報第60号告示第944号中（監理課）
- 平成25年8月9日付け県報第62号監査委員公表中（監査委員事務局）

告 示

◎新潟県告示第1013号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書きの規定により、五頭連峰、佐武流山、十字峡、湯之谷奥只見湖、鳥屋野潟、笠堀及び能生鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成25年8月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 五頭連峰鳥獣保護区

(1) 区域

阿賀野市所在国有林野下越森林計画区内113、114、115、116、117、118、119の各林班、120林班中い1、い2、い3、い4、い5、ろ1、ろ2、ろ3、ろ4、ろ5、ろ6、ろ7、ろ8、ろ9、ろ10、ろ11、ろ12、

ろ13、は、ハ1、ハ2、ハ3、ニ1、ニ2の各小班及び国有林野下越森林計画内に介在する阿賀野市勝屋字広川原、葦平の民有地の区域並びに阿賀野市勝屋字大荒川1830-16、1830-17、1830-20、1830-21、阿賀野市大室字大室山3946-153、3946-159、3946-160、3946-184、3946-185、3946-186、3946-187、3946-189、3946-190、阿賀野市今板字葎沢1355-11、1355-12及び阿賀野市今板字山ノ下706-1、706-4、の県有地の区域並びに東蒲原郡阿賀町所在国有林野下越森林計画区内205林班、206林班中い、ろ、は1、は2、に1、に2、ほ、へ、と1、と2、ち1、ち2、ち3、ち4、ち5、ち6、り3、り4、り5、ぬ1、ぬ2、イ1、イ2、ロの各小班、207林班中ほ2小班、208林班中へ2、と2の各小班及び209林班中へ2、と2の各小班的区域、並びに中ノ沢溪谷森林公園のうち阿賀町中ノ沢小鱒谷1344-6及び1344-7の区域。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息域

イ 指定目的

当該地域は五頭山を中心とし、付近一帯はブナ林を主体とした天然林に覆われ、ミズナラ、ユキツバキ、オオバクロモジ等の植物も見受けられる。500~1,000メートル位の山塊部に囲まれ、国有地であるため乱開発もされず、アカゲラ、コゲラなどをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的な巡視などにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、県立自然公園にも指定されており、青少年を対象とした自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

2 佐武流山鳥獣保護区

(1) 区域

標高2,191.5メートルの佐武流山を起点とし、ここから新潟県と長野県の県境を北方へ進み、赤倉山(1,938.4メートル)を経て国有林中越森林管理署第45林班と第46林班の境界に至る。ここから同境界を東方へ進み、同第45、第44、第65林班と第46、第47、第48、第64林班の境界線を進み赤湯山(1,655.0メートル)に至る。ここから同第65、第40林班と第66林班の境界線を進み、同第66林班と第69林班の交点に至る。ここから大栃沢を南方へ進み、さらに稜線を南東へ進み筍山(1,789.7メートル)に至る。ここから国有林中越森林管理署第67、第62、第61林班と第72、第73、第74、第76林班の境界線を進み新潟県と群馬県の県境に至る。ここから同県境を西方へ進み、上ノ倉山(2,107.8メートル)、忠治郎山(2,084メートル)を経て、新潟県・群馬県・長野県の県境に至る。ここから新潟県と長野県の県境を北方へ進み起点に至る内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は落葉広葉樹林、針葉樹林など林相の変化に富む地域であり、コルリ、コガラなどをはじめとする多様な鳥獣とともにイヌワシ等の希少な猛禽類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

広葉樹林、針葉樹林など鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

3 十字峡鳥獣保護区

(1) 区域

三国川上流の十字峡を起点とし、ここから稜線を北東へ進み国有林界との交点に至る。ここから国有林界を東方へ進み、起点の北東1,150メートルの位置に至る。ここから北西へ進み、黒又沢に至る。ここから同沢を北方へ進み、御神楽沢との合流点に至る。ここから同沢を北西へ進み、稜線をたどり国有林中越森林管理署第164林班と第166林班の境界に至る。ここから同境界を北方へ進み、六日町と大和町の町境に至る。ここから湯之谷村と六日町の境界を南東へ進み、新潟県と群馬県の県境に至る。ここから同県境を南方へ進み、

丹後山(1,808.6メートル)、下津川山(1,927.7メートル)を経て国有林中越森林管理署第149-I林班と第156林班の境界に至る。ここから同第156林班と第149-I、第151、第152、第153、第154林班の境界線を進み国有林界に至る。ここから国有林界を東方へ進み、国有林中越森林管理署第158林班と第160-III林班の境界に至る。ここから同第158、第159、第160、第160-I林班と同第160-III、第160-II林班の境界線を進み下津川に至る。ここから下津川を北方へ進み起点に至る内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的

当該地域は低木林などからなる地域であり、イワツバメ、オオルリ、ホオジロ等の多様な鳥獣とともに、イヌワシ等の希少な猛禽類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

4 湯之谷奥只見湖鳥獣保護区

(1) 区域

①から②を除いた区域。

① 魚沼市(旧広瀬地区)のこったが山(910メートル)を起点として稜線を東へ進み、足沢山(1,107メートル)を経て、国有林中越森林計画区中越森林管理署内231、279、278、228、227の各林班を経て、前毛猛山(1,233.5メートル)で福島県との県界に至る。

ここから同県界を稜線沿いに南に進み、毛猛山(1,517.1メートル)、大島岳(1,318.4メートル)、奥只見湖を経て尾瀬ヶ原で群馬県との見界に至る。

ここから同県界を北西に進み、平ヶ岳(2,140メートル)、藤原山(1,750メートル)、兎岳(1,926メートル)、を経て中ノ岳(2,085メートル)に至る。

ここから尾根伝いに北に進み、越後駒ヶ岳(2,002.7メートル)に至り、さらに北東に登山道を下り、小倉山(1,378メートル)を経て一般県道駒の湯温泉線に至り、さらに同県道を北に進み国道352号線との交差点に至る。

ここから北東に尾根伝いに進み、国有林中越森林計画区中越森林管理署内252、251の各林班を経て津久の岐山(810.1メートル)で旧北魚沼郡湯之谷村及び旧北魚沼郡広神村との村界に至り、さらに尾根伝い村界を北西に進み、旧山道(湯之谷越)に至る。

ここから同山道を北東に進み、明神山山道及び明神山(759.9メートル)に至り、さらに国有林中越森林計画区中越森林管理署内249、250、232の各林班を経て黒又川ダム湖に至る。

ここから同湖を国有林界沿いに北に進み、国有林中越森林計画区中越森林管理署内231林班を経て同湖右岸を北に進み、黒又川第二発電所に至り、さらに同発電所から尾根伝いに北に進み、起点と結ぶ内部一円。

② 魚沼市(銀山平地内)の奥只見ダム湖と日向倉沢との接点を起点とし、ここから尾根伝いに北に進み、国有林中越森林計画区中越森林管理署内241林班に至る。

ここから同林班界を尾根伝いに西に進み、242、253、256の各林班と民有林の境を経て、国有林班255林班イ1小班とね2小班の林小班界を東に進み、荒沢岳(969メートル)に至る。

ここから稜線を東へ進み、東ノ城(1,514メートル)を経てグミ沢を北に進み、奥只見ダム湖岸へ至り、さらに同湖岸を北西に進み起点と結ぶ区域一円。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成25年11月1日から平成45年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

大規模生息地の保護区

イ 指定目的

当該地域には森林、草原、高山、亜高山ごとにそれぞれの自然環境に適応した様々な鳥獣類が生息し、特にイヌワシ、クマタカ等の大型猛禽類の生息地として日本でも有数の地域であることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、地域の生物多様性の拠点の確保にも資する。

ウ 管理方針

定期的な巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

5 鳥屋野潟鳥獣保護区

(1) 区域

新潟市中央区紫竹山地内弁天橋北詰を起点とし、市道弁天橋姥ヶ山線を南に進み、市道南7-238号線との交点に至る。ここから同市道を西へ進み市道7-219号線を経て鳥屋野潟南側の土手上の農道との交点に至る。ここから同農道を西に進み清五郎部落入口で市道清五郎線との交点に至る。ここから同市道を南に進み市道南7-325号線に至る。ここから同市道を南に進み市道嘉瀬蔵岡線との交点に至る。ここから同市道を西に進み市道南7-221号線を経て新堀排水路に至る。ここから同排水路北に進み上沼橋、市道南7-69号線を経て市道鳥屋野女池線との交点に至る。ここから同市道を東に進み小張ノ木橋に至る。ここから鳥屋野潟北側の土手を東に進み桜木橋に至る。ここから市道鳥屋野女池線を東に進み市道女池紫竹山線を経て起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成25年11月1日から平成45年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

集団渡来地

イ 指定目的

当該地域は、コハクチョウ、オオハクチョウ、マガン、ヒシクイをはじめとする渡り鳥の重要な渡来地として重要な湖沼であり、多数の渡り鳥が越冬地として利用していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域を利用する渡り鳥の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

6 笠堀鳥獣保護区

(1) 区域

三条市所在中越森林管理署管内国有林436林班中、い小班、ろ小班の全域。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成25年11月1日から平成45年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

希少鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、岩はだの露出した急しゅんな地形からなり、当県内において、天然記念物であるニホンカモシカの生息地として、生息密度が高く、これらの保護及び生息環境の保全を図る必要がある。

ウ 管理方針

定期的に巡視をするなどにより、静謐な環境の保持を図り、希少鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

7 能生鳥獣保護区

(1) 区域

糸魚川市大字能生地内の国道8号線と市道榎能生線との交差点を起点として、同国道を北東に進み同市大字百川地内の市道百川線との交差点に至る。ここから、同市道を東に進み、市道山王線との交差点から同山王線を南東に進み、農道猫岩線、同グミ平線、市道大王下村線を経て市道大王線との交差点に至る。ここから、同大王線を南東に進み同市大字大王地内の市道榎能生線との交差点に至る。ここから、市道榎能生線を西に進み、市道丸山線との交差点に至る。ここから、市道丸山線を北東に進み、同榎能生線を経て起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、市街地に残された樹林帯であり、ウグイス、ヤブサメ、キビタキをはじめとする多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥類の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

◎新潟県告示第1014号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年8月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 290号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
五泉市中川新字立野560番1から 同市中川新字宮ノ元636番まで	新	(A)9.5～17.0メートル	347.0メートル
		(B)10.0～21.0メートル	345.0メートル
	旧	9.5～17.0メートル	347.0メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第1015号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年8月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 290号
- 2 供用開始の区間
五泉市中川新字立野560番1から同市中川新字宮ノ元636番まで
- 3 供用開始の期日 平成25年8月28日

◎新潟県告示第1016号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年8月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 405号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市牧区高谷字井田 357 番 1 から 同市牧区切光字長瀬原1445番 1 まで	新	(A)5.4~46.0メートル	1,035.6メートル
上越市牧区切光字芋ノ坪 1096 番 1 から 同市牧区切光字長瀬原1445番 1 まで		(B)13.0~152.0メー トル	713.5メートル
上越市牧区高谷字井田 357 番 1 から 同市牧区切光字長瀬原1445番 1 まで		(C)5.4~46.0メートル	1,037.1メートル
上越市牧区高谷字井田 357 番 1 から 同市牧区切光字長瀬原1445番 1 まで	旧	(A)5.4~46.0メートル	1,035.6メートル
上越市牧区切光字芋ノ坪 1096 番 1 から 同市牧区切光字長瀬原1445番 1 まで		(B)13.0~152.0メー トル	713.5メートル

備考 上記(A)、(B)及び(C)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第1017号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年 8 月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路 線 名 一般国道 405号
- 2 供用開始の区間
上越市牧区高谷字井田 357 番 1 から同市牧区切光字長瀬原 1445 番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成25年 8 月27日

◎新潟県告示第1018号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年 8 月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 多田皆川金井線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市千種字中 236 番 1 から 同市千種字中250番 2 まで	新	8.0~45.8メートル	122.0メートル
	旧	8.0~10.0メートル	120.5メートル

備考 路線の重用

全区間県道金井新穂線と重用

- 1 道路の種類 県道

2 路線名 金井新穂線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市千種字中 250 番 2 から	新	8.0～45.8メートル	122.0メートル
同市千種字中236番 1 まで			
	旧	8.0～10.0メートル	120.5メートル

備考 路線の重用

全区間県道多田皆川金井線と重用

◎新潟県告示第1019号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年8月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 路線名 県道 多田皆川金井線

2 供用開始の区間

佐渡市千種字中 236 番 1 から同市千種字中 250 番 2 まで

3 供用開始の期日 平成25年8月27日

◎新潟県告示第1020号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年8月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 道路の種類 県道

2 路線名 金井畑野線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市千種字中 244 番 4 から	新	6.0～15.3メートル	114.2メートル
同市千種字中249番 1 まで			
佐渡市千種字中 243 番 1 から	旧	6.0～9.4メートル	133.1メートル
同市千種字中249番 1 まで			

備考 路線の起点を変更する区域変更

◎新潟県告示第1021号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年8月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 路線名 県道 金井畑野線

2 供用開始の区間

佐渡市千種字中244番 4 から同市千種字中249番 1 まで

3 供用開始の期日 平成25年8月27日

◎新潟県告示第1022号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年 8 月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上方(1)地区	上越市安塚区上方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上方(1)地区	上越市安塚区上方	次の図のとおり	土石流
上方(2)地区	上越市安塚区上方	次の図のとおり	土石流
ヒドの沢地区	上越市安塚区上方	次の図のとおり	土石流
大坂沢地区	上越市安塚区上方・安塚	次の図のとおり	土石流
上方地区	上越市安塚区上方	次の図のとおり	地すべり
安塚(1)地区	上越市安塚区安塚	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
安塚(2)地区	上越市安塚区安塚	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
安塚(3)地区	上越市安塚区安塚	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
安塚(1)地区	上越市安塚区安塚	次の図のとおり	土石流
内山地区	上越市安塚区安塚	次の図のとおり	地すべり

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1023号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年 8 月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上方(1)地区	上越市安塚区上方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上方(1)地区	上越市安塚区上方	次の図のとおり	土石流

大坂沢地区	上越市安塚区上方・安塚	次の図のとおり	土石流
安塚(1)地区	上越市安塚区安塚	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
安塚(2)地区	上越市安塚区安塚	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
安塚(3)地区	上越市安塚区安塚	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
安塚(1)地区	上越市安塚区安塚	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について(公告)

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成25年8月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日
平成25年8月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人保倉川太鼓
- 3 代表者の氏名
大滝 義輝
- 4 主たる事務所の所在地
上越市浦川原区顕聖寺109番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、地域住民に対し、和太鼓の演奏、指導及び普及に関する事業を行い、次世代の健全育成、地域コミュニティの発展、文化の振興に寄与することを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) 社会教育の推進を図る活動
 - (2) まちづくりの推進を図る活動
 - (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - (4) 子どもの健全育成を図る活動

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について(公告)

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成25年8月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日
平成25年8月9日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人上越地域学校教育支援センター
- 3 代表者の氏名
小林 毅夫
- 4 主たる事務所の所在地
上越市本町5丁目5番9号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、上越地域の児童・生徒の教育を負託する学校教育機関に対して、その教育活動の充実を補助するため各種学習情報の提供やボランティアの派遣などの支援を行うとともに、これらの支援活動を通じた地域住民の自己研鑽の場を提供することを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
(1) 子どもの健全育成を図る活動
(2) 社会教育の推進を図る活動
- 7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
<p style="text-align: center;">(活動の種類)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>① 特定非営利活動促進法第2条別表第13号(子どもの健全育成を図る活動)</p> <p>② (略)</p> <p style="text-align: center;">(総会の権能)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 事業計画及び活動予算の決定並びにその変更</p> <p>⑤ 事業報告及び活動決算の承認</p> <p>⑥ (略)</p> <p style="text-align: center;">(備え付け書類)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>① 前事業年度の事業報告書・財産目録・貸借対照表および活動計算書</p> <p>②～④ (略)</p> <p style="text-align: center;">(活動予算及び決算)</p> <p>第38条 この法人の事業計画及び活動予算は、総会の議決を経て定める。但し、総会の日まで前年度の予算を基準として執行し、それによる収入支出は、成立した予算の収入支出とすることができる。</p> <p>2 <u>活動決算</u>は事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表および活動計算書とともに、監事の監査を受け、総会において承認を得なければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">(定款の変更)</p> <p>第40条 この定款を変更しようとするときは、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経、かつ、法第</p>	<p style="text-align: center;">(活動の種類)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>① 特定非営利活動促進法第2条別表第11号(子どもの健全育成を図る活動)</p> <p>② (略)</p> <p style="text-align: center;">(総会の権能)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 事業計画及び収支予算の決定並びにその変更</p> <p>⑤ 事業報告及び収支決算の承認</p> <p>⑥ (略)</p> <p style="text-align: center;">(備え付け書類)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>① 前事業年度の事業報告書・財産目録・貸借対照表および収支計算書</p> <p>②～④ (略)</p> <p style="text-align: center;">(収支予算及び決算)</p> <p>第38条 この法人の事業計画及び収支予算は、総会の議決を経て定める。但し、総会の日まで前年度の予算を基準として執行し、それによる収入支出は、成立した予算の収入支出とすることができる。</p> <p>2 <u>収支決算</u>は事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書とともに、監事の監査を受け、総会において承認を得なければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">(定款の変更)</p> <p>第40条 この定款は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経なければ変更することができない。</p>

25条第3項に規定する事項については、所轄庁の 認証を得なければならない。	
--	--

大規模小売店舗の新設について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成25年8月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) クスリのアオキあかね店
所在地 胎内市あかね町126番地39外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
 - ・氏名又は名称 株式会社クスリのアオキ
 - 法人代表者氏名 代表取締役 青木 保外志
 - 住所 石川県白山市松本町2512番地
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
 - ・氏名又は名称 株式会社クスリのアオキ
 - 法人代表者氏名 代表取締役 青木 保外志
 - 住所 石川県白山市松本町2512番地
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成26年4月15日
- 4 大規模小売店舗の店舗面積の合計
計1,261平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計53台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計15台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・面積 計54平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・容量 計8立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時から午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用できる時間帯
午前8時30分から午後9時30分
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ・出入口の数 3箇所
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後9時

- 7 届出年月日
平成25年8月14日
- 8 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
(なお、胎内市商工観光課でも閲覧ができます。)
- 9 縦覧期間
平成25年8月27日から平成25年12月27日まで
- 10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、過酸化水素低温プラズマ滅菌器について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年8月27日

新潟県立新発田病院長 堂前 洋一郎

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

過酸化水素低温プラズマ滅菌器 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成25年12月27日（金）

(4) 納入場所

新潟県立新発田病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課

電話番号 0254-22-3121 内線2516

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成25年9月6日(金)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成25年9月9日(月)午前10時00分

新潟県立新発田病院 5階大会議室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立新発田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。

正 誤

平成25年 8月 6日付け新潟県告示第951号中

ページ	行	誤	正
2	13	就任年月日	退任年月日

平成25年 8月 2日付け新潟県告示第944号中

ページ	行	誤	正
4	6	(担い手育成型) <u>事業</u> 確定測量	(担い手育成型) <u>保内地区</u> 確定測量

平成25年 8月 9日付け監査委員公表 (包括外部監査結果に基づく措置状況の公表) 11ページの

「

No.	項目	意見の内容
15	事業費補助	補助等の対象となる経費
16	金の補助等	は、団体が行う事業費に限定

」

は、

「

No.	項目	意見の内容
15	事業費補助金の補助等の対象となる経費の規定について	補助等の対象となる経費は、団体が行う事業費に限定しているが、交付要綱上、補助対象経費として「運営に必要な経費」と定めている。交付要綱の記載からは、運営費に対する補助を認める余地が残ることから、交付要綱を改訂すべきである。
16		

」

の誤り。